

熊谷市における低炭素建築物新築等計画認定に係る基本的な方針告示第118号4.(2)③「都市の緑地の保全への配慮」に関する取扱い及び誘導すべき基準告示第119号Ⅱ第2に規定する所管行政庁が認めるものについて

平成25年4月12日
令和3年5月24日改正

1 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)(以下、「法」という。)第54条第1項第2号に係る基本方針告示第118号4.(2)③「都市の緑地の保全への配慮」に関する取扱いについて次のとおり定めます。

(1) 次の各号に定める制限のうち、制限等の内容に適合しない場合は、認定をしません。

ア 生産緑地法(昭和49年法律第68号)第3条に規定する生産緑地地区

イ 建築基準法(昭和25年法律第201号)第69条の規定による条例に基づき認可された建築協定(緑地、緑化に関する部分のみ。)

(ア) 熊谷上之建築協定第6条第7項(図面に内容が表示されていること。)

(イ) 妻沼東工業地域建築協定第7条(図面に内容が表示されていること。)

ウ 埼玉県が定める、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例第26条第1項、第26条の2の緑化計画届出書が提出されていること(届出書が提出されたことが確認できる図書等が添付されていること。)

※緑地保全地域(都市緑地法第5条第1項)、特別緑地保全地区(都市緑地法第12条第1項)、緑化地域(都市緑地法第34条第1項)及び緑地協定を締結した区域(都市緑地法第45条第1項、第54条)は熊谷市には区域がありません。

(2) 次の区域は、認定を行いません。

ア 都市計画法(昭和43年法律第100号)第11条第1項第2号に規定する都市施設である緑地

(ア) 玉井緑地

(イ) 雀宮緑地

2 法第54条第1項第1号に係る誘導すべき基準告示第119号Ⅱ第2に規定する所管行政庁が認めるものについて、熊谷市では定めておりません。